

もしもの事故・けがに備えて…

市町村交通災害共済 に加入しましょう！

～交通災害共済は市町村で行う助け合いの制度です～

1 加入できる方

4月1日現在で志布志市内に住民登録されている方は誰でも加入できます。

※ 出稼ぎ、就学等で一時的に転出される方でも加入可



2 共済掛金

1人あたり500円です。（中途加入者についても同額）

3 共済期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで

※ 共済期間開始後の加入取消しはできません。なお、共済期間中は、転出先での国内の交通事故は共済の対象になります。

4 加入申込期間

令和5年3月1日（水）から3月31日（金）まで

※ 4月1日以降も加入できますが、4月1日以降に申込された方は、領収日の翌日から翌年3月31日までが共済期間となります。

5 基準日

令和5年2月1日（水）

※ 基準日以降に転出された方やお亡くなりになられた方等も送付されておりますので、お申し込みの際は、ご注意ください。

裏面もご確認ください

6 加入・お支払い方法

郵送されている交通災害共済の加入申込書と掛金を一緒に、

各金融機関（市役所内公金取扱所を含む）、コンビニエンスストアにて申込みください。また、**スマートフォンアプリ決済サービス**もご利用できます。

- 金融機関窓口（お取り扱い時間はそれぞれの金融機関にご確認ください。）
- 市役所内公金取扱所（JAそお鹿児島農業協同組合）
 - 志布志庁舎 午前8時30分から午後3時まで
(ただし、土曜・日曜・祝日は除く。)
 - 有明庁舎・松山庁舎 午前8時30分から午後2時まで
(ただし、土曜・日曜・祝日は除く。)
- 上記以降の時間に加入申込・加入掛金の支払いをされる場合は、**コンビニエンスストア**や**スマートフォンアプリ決済サービス**をご利用いただき、申込み・お支払いをお願いします。

※ スマートフォンアプリ決済サービスとは、お使いのスマートフォンのアプリストア、または、各アプリのホームページからダウンロードのうえ、納付書に印字されているバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、事前に登録した預金口座などから、24時間365日どこでもお支払いできるサービスです。

- ・ご利用可能なスマートフォンアプリ決済サービス



※ 以下のものはスマートフォンアプリ決済ではお取り扱いできません。

- ・金額を訂正したもの
- ・バーコードの印字のないもの
- ・バーコードが読めない等受付できないもの
- ・納期限（取扱期限）を過ぎたもの

【問合せ先】	志布志庁舎 総務課	472-1111	内線412・413
	松山庁舎 総務市民課	487-2111	内線213
	有明庁舎 地域振興課	474-1111	内線214・215